

## 札幌市証明郵送サービス業務集約に係る調査業務 提案説明書

この提案説明書は、札幌市が実施する「札幌市証明郵送サービス業務集約に係る調査業務」の委託の相手方を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### 1 業務名

札幌市証明郵送サービス業務集約に係る調査業務

### 2 目的

札幌市では、全10区役所の戸籍住民課において証明郵送サービスを行っているが、証明の請求者は本籍又は住民登録のある区役所に請求する必要があるため、例えば個人の出生までの一連の戸籍や住民票の写しを取得しようとする際など、複数の区にわたる場合、それぞれの区役所あてに郵送請求をしなければならない。

こうした手続きについては、請求者にとって大きな負担となっているため、郵送請求先を集約し、どの区の証明であってもまとめて同じ箇所で受付できるよう、現在検討を進めているところである。

本業務は、現在、各区役所戸籍住民課で行っている住民票の写しや戸籍証明の郵送サービス業務を集約し、市民サービスの向上を図るに当たって、より効率的、効果的な方法について調査することを目的とする。

なお、調査に当たっては、札幌市戸籍住民課業務全体での執行体制の効率化、経費節減についても併せて検討することとする。

### 3 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

ただし、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

### 4 履行期間

契約締結日から令和3年3月9日（火）まで

### 5 予算規模

2,640,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、この金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

### 6 参加資格

応募者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。グループ等で参加する場合には、原則として、契約の相手方となるグループ等の代表者及び他の構成員（以下「協力者」という。）すべてが以下の要件を満たす必要がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

- (2) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (7) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 認証（国際標準規格）、JIS Q 27001 認証（日本工業標準規格）のうち、いずれかを取得していること。
- (8) 札幌市内に事務所を有していること。

## 7 企画提案を求める項目

- (1) 過去の類似業務実績について
- (2) 業務体制の概要及び実施方法について
- (3) 業務スケジュールについて
- (4) 企画提案内容について

### ア 本市における証明郵送請求量の将来推計

郵送サービス業務の集約を検討するための基礎情報となる請求量を推計する必要があるが、戸籍情報の情報連携や戸籍証明における広域交付制度の導入（いずれも令和 5 年度末予定）などの環境変化要因を踏まえた推計の手法について提案すること。

### イ 調査の手法

アで推計した業務量を前提として、効果的で実現可能性の高い業務集約の方法についてどのような手法で調査、検討を行うか提案すること。

### ウ 独自提案

本業務を実施するにあたって、業務仕様書に記載のない項目で、提案者が必要又は効果的と考える項目があれば提案すること。

## 8 企画提案に関するスケジュール

- |                 |                                |
|-----------------|--------------------------------|
| (1) 公募開始        | 令和 2 年 1 2 月 2 1 日（月）          |
| (2) 質問書提出期限     | 令和 2 年 1 2 月 2 4 日（木）17 時 00 分 |
| (3) 参加意向申出書提出期限 | 令和 3 年 1 月 5 日（火）17 時 00 分     |
| (4) 企画提案書等提出期限  | 令和 3 年 1 月 7 日（木）17 時 00 分     |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和 3 年 1 月 1 2 日（火）午後を予定       |
|                 | ※ 詳細は参加意向申出書提出者に別途通知する。        |
| (6) 結果通知        | 令和 3 年 1 月 1 3 日（水）以降          |
| (7) 契約締結予定日     | 契約候補者決定後、札幌市の指定する日             |

## 9 参加意向申出書の提出

### (1) 提出書類

参加意向申出書（様式1） 1部

### (2) 提出期限

令和3年1月5日（火）17時00分（必着）

### (3) 提出方法

下記「18 応募・問い合わせ先」あて郵送又は持参

※ 郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

## 10 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

以下のア～カの構成で一式とし、10部提出すること。なお、提出にあたり、特別な製本、折込等はしないこと。

ア 表紙（A4判、片面印刷、1枚）

「札幌市証明郵送サービス業務集約に係る調査業務 企画提案書」と記載し、社名も併せて記載すること。

イ 類似業務等実績一覧（A4判、片面印刷、必要枚数、様式2）

本業務に生かすことができると考える類似業務の実績について、差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載しても良いが、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 業務体制の概要及び実施方法（A4判、片面印刷、1枚、様式3）

エ 業務従事者一覧（A4判、片面印刷、必要枚数、様式4）

(ア) 本業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 履行期間中、委託者との打ち合わせ等の際に常に参加するなど、委託者との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。

オ 業務スケジュール（A4判、片面印刷、1枚、様式自由）

カ 企画提案書（A3判横づかい、片面印刷、6枚以内、様式自由）

(ア) 上記「3 業務内容」及び「7 企画提案を求める項目」、下記「11 企画提案の審査」を踏まえ、企画提案は、具体性をもって簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 独自提案部分については、識別できるよう明示すること。

### (2) 提出期限

令和3年1月7日（木）17時00分（必着）

### (3) 提出方法

下記「17 応募・問い合わせ先」あて郵送又は持参

※ 郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

(4) 質問について

様式5により、下記「18 応募・問い合わせ先」あてにFAX又は電子メールにて提出すること。電話や窓口での質問は受け付けない。

質問の受付期限は、令和2年12月24日（木）17時00分とする。

質問への回答については随時行うとともに、質問者名を伏せてホームページに掲載する。

## 11 企画提案の審査

(1) プレゼンテーション審査

審査は、「札幌市証明郵送サービス業務集約に係る調査業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において、企画提案書等及び次に掲げるプレゼンテーションの内容を総合的に評価した上で行う。

プレゼンテーションは、令和3年1月12日（火）午後を予定しており、詳細については、参加意向申出書を提出した者に別途通知する。

プレゼンテーション出席者は、総括責任者を含む最大5名までとする。また、持ち時間は25分（説明15分、質疑10分）程度とし、本市の指示した時刻から順次個別に行う。

プレゼンテーションにあたっては、提出した企画提案書等に基づき行うこととし、当日の資料追加及びプロジェクター・パソコン等の使用は認めない。

(2) 審査方法

審査は、次表に示す「評価項目及び評価基準表」による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。

なお、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とならない。

審査の結果、委員会委員の評価の合計が同点の企画提案があるときは、評価項目のうち、「2（1）基本コンセプト」の評価点が最も高いものを選定する。それでもなお同点の場合はくじ引きにより選定するものとする。

応募者が多数の場合は、企画提案書等に基づき事前審査を行い、企画提案者を5者程度まで絞った上でプレゼンテーション審査を行う。

### 【評価項目及び評価基準表】

評価項目	評価基準	配点	係数
1 業務執行能力	【 30 点 】		
(1) 類似業務実績	企業としての委託業務の実行力を示す類似業務の実績があるか。	10 点	× 2
(2) 体制及び実施方法	業務全体を円滑に進められる必要かつ十分な体制・実施方法であるか。	10 点	× 2
(3) 業務スケジュール	業務を遂行するための全体のスケジュール設定が妥当であるか。	10 点	× 2
2 企画提案内容	【 70 点 】		
(1) 証明郵送請求	環境変化要因を踏まえた将来推計の手法は合理的	30 点	× 6

評価項目	評価基準	配点	係数
量の将来推計について	なものとなっているか。		
(2) 調査の手法について	効果的で実現可能性の高い業務集約の方法を調査するにあたり適切な手法となっているか。	30点	×6
(3) 独自提案	業務の目的を達成するにあたって、独自性があり、効果的な提案があるか。	10点	×2

※ 各委員の評価は、「5点：特に優れている、4点：優れている、3点：普通、2点：やや不十分、1点：不十分」で採点し、その点数に係数を乗じたものを評価点とする。

## 12 契約候補者及び契約

委員会における審査の結果、最低基準点以上の得点を得た事業者等の中から、最上位1者を契約候補者として選定する。また、提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは、契約候補者として選定する。

審査の結果は、選定した事業者等には決定通知を、落選した事業者等には落選通知を送付する。

### (1) 通知日

令和3年1月13日（水）以降

### (2) 対象業務の委託

ア 委員会で選定された契約候補者は、札幌市と委託契約に係る詳細を協議する。この協議の結果、企画提案の一部を変更する場合がある。

イ 協議が整い次第、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）等の関係規程に基づき、随意契約の方法により契約を締結する。

ウ 協議が整わない場合や、選定した契約候補者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選定する。ただし、次点の評価を受けた事業者が最低基準点に満たない場合は選定しない。

### (3) 選定結果に係る疑義の申立て

ア 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に規定する休日を除く。以下同じ。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。ただし、持参により提出するものとし、送付や電送によるものは受け付けない。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。

## 13 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとし、その旨通知する。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で委員会委員と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

#### 14 参加資格等についての申立て

- (1) 参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内にその理由等について書面により求めることができる。ただし、持参により提出するものとし、送付や電送によるものは受け付けない。
- (2) 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、書面により回答する。

#### 15 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

#### 16 著作権等に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用(必要な改変を含む。)することを許諾するものとする。この場合、札幌市は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

#### 17 その他留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (3) 提出書類等は返却しない。
- (4) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (5) 契約候補者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする(複製及び必要な改変を含む。)

## 18 応募・問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎2階）

札幌市市民文化局地域振興部戸籍住民課 担当：近間(ちかま)

電話：011-211-2296 F A X：011-218-5191

メールアドレス：shimin.koseki@city.sapporo.jp